

令和6年第7回
曾於市農業委員會總會議事録

令和6年7月22日
曾於市農業委員會

第7回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年7月22日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番	○○○○○	9 番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○
推進委員	○○○○○				

4 欠席委員

18番 ○○○○○

5 議事録署名委員 8番 ○○○○○、9番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和6年7月22日（月） 午前10時00分

令和6年第7回曾於市農業委員会総会日程

令和6年7月22日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第63号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第64号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請
について

議案第65号 農地法第4条による許可申請について

議案第66号 農地法第5条による許可申請について

議案第67号 非農地証明願について

議案第68号 農用地等のあっせんについて

議案第69号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第70号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第71号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（10月1日始期分）

(2) 報告

報告第7号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第7回曾於市農業委員会総会

令和6年7月22日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、濱田委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第7回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番○○○○○委員、9番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉72号について、7月2日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見として、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉73号について、7月13日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は親戚です。平成26年から受人が農地の管理及び納税もされています。受人は80歳以上ですが、娘夫婦が近くに住んでおり、後継者として農業に携わっています。調査結果の総合意見として、取得する田には水稻、畑にはユズを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉74号について、7月3日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉弟です。調査結果の総合意見として、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

大隅75号について、7月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見として、取得する農地には、トウモロコシを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部76号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は義理の親子です。調査結果の総合意見として、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部77号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、受人が空き家バンクを通じて購入した住宅に隣接する農地です。農業機械については、トラクター等必要な機械は近隣の人から借受けて確保する計画です。調査結果の総合意見として、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

事務局に伺います。不耕作の黄色は経営面積に入るのかどうか伺います。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

耕作証明と台帳の方には耕作地の方で面積は含まれております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉72号について、調査委員に伺います。この方は畑が7筆のうち5筆を人に貸付けておられます。そして田んぼ2筆は不耕作、黄色になっているようです。今度買われる畑は本当に作る意思があるのかどうかを伺います。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

畑は家の近くにあります。ここは、もう芋を植えてあります。作る気があります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

もう既に甘藷を植えているということですか。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

はい分かりました。よろしいですか。ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第64号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

末吉27号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、西高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、一般住宅を設置する具体的計画があり確実と思われれます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を設置する面積1,343㎡のうち417㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われれます。被害防除は、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉28号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、新住吉自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に農家住宅、倉庫、車庫を整備しています。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、倉庫、車庫を設置する面積1,683㎡のうち334㎡と隣接する宅地499.83㎡と合わせて833.83㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われれます。被害防除は、特に問題はないと思われれます。道路条

件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は追認案件で第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅、倉庫、車庫を整備しており農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉29号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、平沢津自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで田、西が雑種地、南が田、北が宅地です。目的実現の確実性は、農機具庫を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農機具庫を整備する面積555㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農機具庫を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅30号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、平木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が山林です。目的実現の確実性は、残高証明が添付されていることから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積1,790㎡に太陽光パネル240枚を設置するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路、浸透柵を設置するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

財部31号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積386㎡に車庫兼農業用倉庫1棟を設置済みで、周辺同種施設の状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除は、現状のままで利用し、隣接する畑にも被害を及ぼさないもので、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農振除外後は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請地には、平成5年に農地法の許可を得ないまま申請人の亡父により車庫兼農業用倉庫が設置され、申請人の相続後も利用していたものです。ついては、平成5年の建築後から31年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部32号について、7月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、上村自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と道路、西が畑と道路、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、全体面積566㎡に農業用倉庫1棟を設置済みで、周辺同種施設の状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は東側宅地から南側の市道側溝へ流入するため、自然流下で適当と思われます。被害防除は、隣接する農地との間に緩衝地を設けていることから、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当します。申請地には、平成3年頃から農業用倉庫が設置され、その後、平成9年に増築し、農地法の許可を得ないまま利用されていたものです。ついては、平成9年の増築後から27年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第64号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第65号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉15号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、柿木東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎、放牧スペースを整備する面積が全体で587㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水はオガクズ処理するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎、放牧スペースを整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

末吉16号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、白毛自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地と山林、西が山林、南が道を挟んで畑と宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で35㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流することから適当と思われます。被害防除はアスファルトで舗装され、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第65号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第66号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○6番委員（○○○○○）

末吉32号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、上町自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅

地、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、アパートを整備する面積が全体で825㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除については、申請地は宅地に囲まれており、周辺の農地への影響はなく、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、アパートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉33号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第64号、農振変更申請の末吉29号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は追認案件で、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、新たに農機具庫1棟を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅34号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第64号、農振変更申請の大隅30号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

財部35号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、正ヶ峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり、また、住宅ローンの審査結果通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、隣接宅地341.85㎡と今回申請地の158㎡を合わせた全体面積499.85㎡に一般住宅1棟、カーポートを設置するもので、周辺同種施設の状況からみて適当と思います。排水等は、合併浄化槽を設置し、北側の道路側溝に放流し、雨水は集水桝を設置の上、北側の既存側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地は現状のまま利用し、周囲にブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は現在、市内の借家に住んでいますが、今回、申請地に一般住宅を建築しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第66号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第67号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉20号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第64号、農振変更申請の末吉28号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。

農家住宅、倉庫、車庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

大隅21号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が畑、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側と西側は農地ですが、農地の方が高く排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。平成5年に建築された車庫の一部、通路及び庭として現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当します。車庫の一部、通路及び庭として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部22号について、7月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は八ヶ代自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側に農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、農地法の許可を得ないまま昭和56年頃に住宅1棟が建築され43年が経過しています。調査結果の総合意見として、申請地は申請人の亡父により昭和56年頃に住宅が建築され、その後、増築を繰り返して、申請人の相続後も現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、住宅建築後20年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

財部23号について、7月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西、南、北側に農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、農地法の許可を得ないまま、車庫兼農業用倉庫が1棟建築され31年が経過しています。調査結果の総合意見として、申請地は平成5年に車庫兼農業用倉庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、平成5年の建築後から20年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第67号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第68号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉108は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉109は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉110は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉111は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉112は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉113は、私と○○○○○推進委員。大隅114は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部115は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部116は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉64、65は打切ります。

○4番委員（○○○○○）

末吉66、67は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉72、73も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅75も継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅76から78も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部79は打切りをお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部80は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉83も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉84も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉86も継続をお願いします。

○3番委員（○○○○○）

大隅87は成立です。

○13番委員（○○○○○）

大隅88は継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部89も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉90も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉91も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉92も継続です。

○15番委員（○○○○○）

末吉93は成立。末吉94は継続です。

○7番委員（○○○○○）

末吉95は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉96、97、98も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅99は継続をお願いします。100は成立です。

○3番委員（○○○○○）

大隅101は継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部102も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部103と104も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部105も継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部106、107も継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第69号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規3年以上6年未満の大隅74及び新規10年以上の末吉80を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

○○○○○さんは、ちゃんとやっているんですかね。ほとんど無償でもらって。そこがちょっと心配なものですから。地元の人にちょっと意見を聞きたいなと思うんですけど。

○議長（○○○○○会長）

今日は推進委員さんがいませんけど。

○事務局（○○○○○局長）

耕作の方はされているところですが。後で色々と問題が発生したりしているんですけど、耕作自体はされているようです。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○11番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第69号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、新規3年以上6年未満の大隅74を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年未満の大隅74は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、新規10年以上の末吉80を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規10年以上の末吉80は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第70号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第70号農用地利用集積計画について、所有権移転は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第71号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、10月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第71号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、10月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第7号合意解約等の報告については、議案書の30ページから35ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

7月及び8月の行事予定、委員研修、慶弔費等について

○事務局（○○○○○次長）

県農業委員大会、リモート窓口の実証等について

○事務局（○○○○○係長）

農地パトロール、地域計画等について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和6年第7回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和6年7月22日（月） 午前10時00分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員